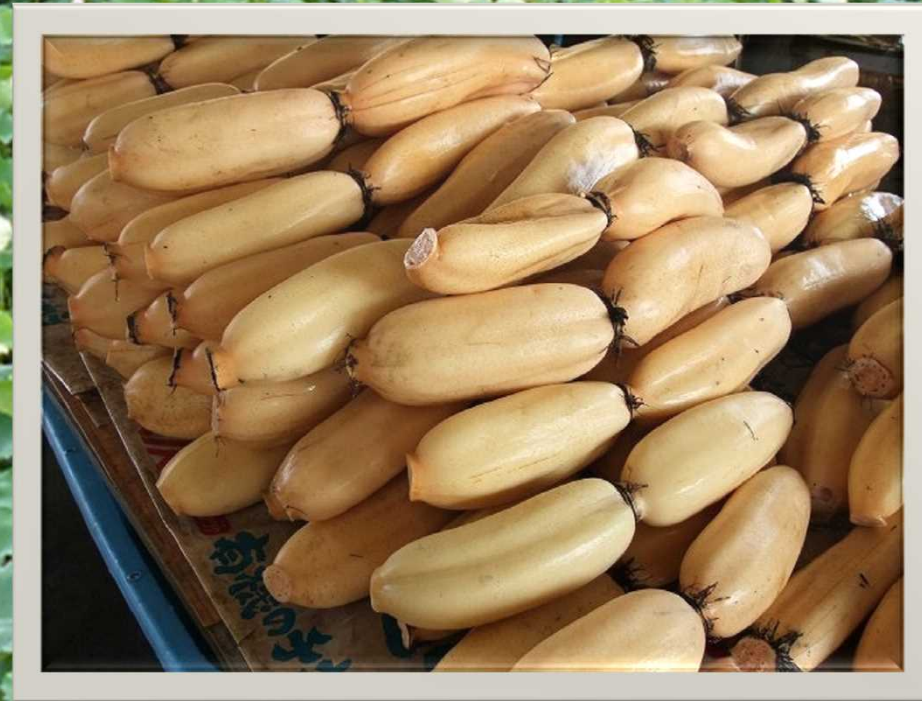
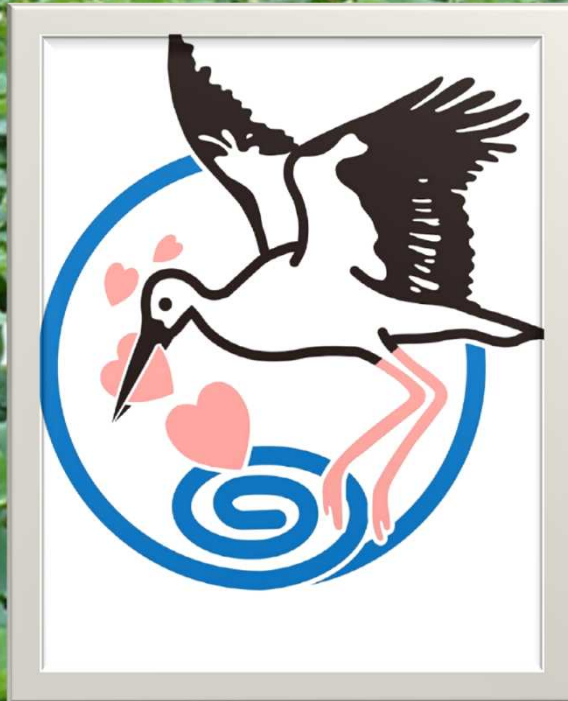


鳴門市コウノトリブランド認証制度の運用開始について



平成29年8月 鳴門市定例記者会見

鳴門市コウノトリブランド認証制度について

鳴門市コウノトリブランド認証制度とは

鳴門市内で収穫される農産物又はその農産物を使用した加工品を、「鳴門市コウノトリブランド」として鳴門市が認証することにより、**環境保全型農業の推進**を図ると共に、**コウノトリ定着を活かした農作物のブランド化**により、地域経済の振興を図ることを目的としたものです。

具体的な取り組み内容

まずはレンコンのブランド化に取り組むこととしております。具体的には、**生鮮のレンコン及びその加工品**に対し、ロゴマーク及び「コウノトリおもてなし」のブランド名称を使用することについて、市が認証を行います。

コウノトリブランド名称・ロゴマーク

ロゴマーク



ブランド名称

コウノトリ

おもてなし

全国から1082点の応募を受けて決定

認証の要件について

認証の要件は以下の項目を全て満たすこととしています。

(1)レンコン(生鮮)の場合

内容	備考
エコファーマー認定の取得	必須
＜初夏の餌場確保対策の実施＞ ・不作付け地の代掻き作業(1) ・バーチカルポンプの設置(1) ・魚道の設置(1) ・レンコン田に関わる用排水路への藻切等の除草・清掃活動(0.5) ・生物調査及び餌場確保調査への参加(0.5) ・その他市長が特に認めた取組(0.5)	左の取組のうち 1ポイント以上

(2)レンコン(加工品)の場合

- ① 原材料に「レンコン」を使用していること。
- ② 使用する「レンコン」は、全て上記(1)のレンコンであること。
- ③ 鳴門市内の事業所で製造されたもの、又は、加工品が鳴門市内の事業所で企画・製造された商品であり、加工容器詰めを市外に委託しているもの
- ④ 環境保全に資する何らかの取組がなされていること。 など

認証制度開始までの経緯

平成27年2月 本市にコウノトリのペアが飛来

5月 コウノトリ定着推進連絡協議会設立
ブランド認証制度の検討開始

平成28年1月 本市定例記者会見でコウノトリブランドへの
取組公表

2月 ブランド名称・ロゴマーク公募（～3月）

7月 ブランド名称・ロゴマークを選定
特許庁へ商標登録出願申請

平成29年3月 鳴門市コウノトリブランド認証制度に関する
要領を制定

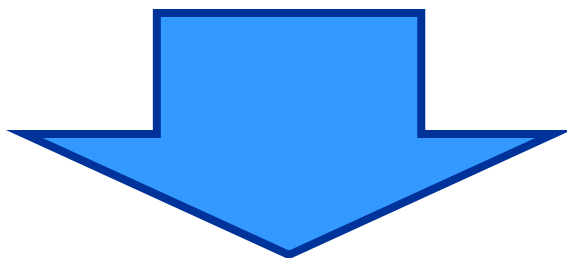


平成29年8月 特許庁からの登録査定を得て、制度運用開始

今後の展開について

1. 「コウノトリおもてなしれんこん」の販売促進に向けた支援

2. 冷凍食品やレンコンペーストへの制度拡充



制度の周知、拡大を推進します！